

○国土交通省告示第千二百九十六号
 建築物の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第百三十三条
 第一項第九号の探検に關し、同号の国土交通大臣の定めを補正を次のとおりとする。
 平成十三年七月三十一日 国土交通大臣 林 義子

1 住宅の専用部分に係る基準

(1) 段差

イ 日常生活空間（高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室（以下「特定寝室」という。）、食事室及び特定寝室の存する階（接地階（地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。）を除く。）にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。）内の床が、段差のない構造（5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。）であること。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

① 玄関の出入口の段差で、くつずりや玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりや玄関土間の高低差を5mm以下としたもの

② 玄関の上がりかまちの段差

③ 勝手口その他屋外に面する開口部（玄関を除く。以下「勝手口等」という。）の出入口及び上がりかまちの段差

④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差

a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。

b 面積が3㎡以上9㎡（当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2）未満であること。

c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。

d 長辺（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）が1,500mm以上であること。

e その他の部分の床より高い位置にあること。

⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差（立ち上がり部分が一の段差をいう。以下同じ。）としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの

⑥ バルコニーの出入口の段差、ただし、接地階を有しない住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段（奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。）との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。

a 180mm（踏み段を設ける場合にあっては、360mm）以下の単純段差としたもの

b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの

c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差（踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差）とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの

ロ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

① 玄関の出入口の段差

② 玄関の上がりかまちの段差

③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差

④ バルコニーの出入口の段差

⑤ 浴室の出入口の段差

⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差

⑦ 通路及び出入口の幅員

(2) 通路及び出入口の幅員
 イ 日常生活空間内の通路の有効な幅員が780mm（柱等の箇所にあっては750mm）以上であること。
 ロ 日常生活空間内の出入口（バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。）の幅員（玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が750mm（浴室の出入口にあっては600mm）以上であること。

(3) 階段
 蹴込みが30mm以下であること。

(4) 手すり

イ 手すりが、次の表の(イ)項に掲げる空間ごとに、(ロ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。

空間	(イ)	(ロ)
階段	少なくとも片側（勾配が45度を超える場合にあっては両側）に、かつ、隣面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	
浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。	
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようにしていること。	
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようにしていること。	

ロ 転落防止のための手すりが、次の表の(イ)項に掲げる空間ごとに、(ロ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他の転落のおそれのないものについては、この限りでない。

空間	(イ)	(ロ)
バルコニー		手すりの設置の基準
2階以上の窓	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm（3階以上の窓にあっては1,100mm）以上の高さに達するように設けられていること。

○環境省告示第四十七号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十三年八月三日

環境大臣 川口 順子

第一号中「及び小型自動車」を、「小型自動車及び大型特殊自動車」に改める。
第二号中「及び小型自動車」を、「小型自動車及び大型特殊自動車」に、「第二条第四号」を「第二条第六号」に改め、「限る。」の下に「及び小型特殊自動車（規則第二条に規定する小型特殊自動車をいう。以下同じ。）」を加え、「及び原動機付自転車」を「並びに原動機付自転車」に改める。

第三号中「及び軽自動車」を、「軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車」に改める。
別表第一の一酸化炭素の項中

ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）	二輪車モードによる測定	一キロメートル走行当たり二〇グラム（二サイクル・エンジン）を有する小型自動車にあつては、十四・四グラム
----------------------------	-------------	---

ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）	二輪車モードによる測定	一キロメートル走行当たり二〇グラム（二サイクル・エンジン）を有する小型自動車にあつては、十四・四グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり六・五グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり六・五グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十三キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり六・五グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十三キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり四・五五グラム

改め、同表炭化水素の項中

ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）	二輪車モードによる測定	一キロメートル走行当たり二・九三グラム（二サイクル・エンジン）を有する小型自動車にあつては、五・二六グラム
----------------------------	-------------	---

を

に

を

ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十三キロワット未満のもの

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十三キロワット以上五百六十キロワット未満のもの

ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）	二輪車モードによる測定	一テスト走行当たり〇・五一グラム（二サイクル・エンジン）を有する小型自動車にあつては、〇・一四グラム
----------------------------	-------------	--

ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）	二輪車モードによる測定	一キロメートル走行当たり〇・五グラム（二サイクル・エンジン）を有する小型自動車にあつては、〇・一四グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり十・四グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり九・一グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十三キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり七・八グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十三キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり七・八グラム

改め、同表粒子状物質の項中

軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が二千五百キログラムを越えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	ディーゼル自動車用十モードによる測定	一キロワット時当たり〇・四九グラム
--	--------------------	-------------------

を

に

を

に